

地方公営企業会計基準の見直しについて

1 見直しの趣旨

地方公営企業の会計制度は、昭和41年以来大きな改正がなされていないが、一方で企業会計基準等は国際基準を踏まえて見直しが進んでおり、相互の比較分析を容易にするためにも、二つの制度の整合を図る必要が生じている。

また、地域主権改革の流れの中で、地方公営企業は、経営の自由度と透明度を高めながら、効率的、効果的な経営を行っていくことが求められており、財務情報のよりの確な把握が必要となっている。

このような状況を踏まえ、平成24年2月に地方公営企業法施行令、施行規則等が改正され、約46年ぶりに会計制度の大幅な見直しが行われることとなったものである。

2 見直しの内容

(1) 主な改正内容

①借入資本金

- ・借入資本金に整理していた企業債を負債に計上
- ・企業債のうち後年度一般会計負担分はその旨を注記

②補助金等により取得した固定資産の償却制度等

- ・みなし償却制度の廃止
- ・償却資産の取得等に伴い交付される補助金等は「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上し、減価償却見合いを順次収益化

③引当金

- ・退職給付引当金の計上を義務化
- ・賞与引当金や貸倒引当金などを計上

④減損会計

- ・公営企業型地方独立行政法人と同様の減損会計を導入

⑤リース会計

- ・リース会計を導入

⑥キャッシュ・フロー計算書

- ・キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付け

⑦勘定科目等の見直し

- ・勘定科目の見直しと財務諸表への重要な会計方針の注記など

(2) 適用時期

平成26年度予算および決算から適用

3 見直しによる影響

見直しにより、経営実態に変化はないものの損益計算書、貸借対照表などの財務諸表の見え方が大きく変わることとなる。

○損益計算書

- ・本来認識しなければならない収益、費用を発生時点ですべて計上することにより、真の損益構造が明らかになる。
- ・建設改良のための補助金等を収益としてカウントすることにより収益が増加する。
- ・退職給付引当金や賞与引当金、貸倒引当金、減損損失など、発生主義の徹底により費用が前倒し計上される。

○貸借対照表

- ・借入資本金の計上区分変更、引当金の計上義務化、償却資産に係る補助金等の計上区分変更により負債が大きく増加する。
- ・企業債について、一般会計負担分を注記するため、公営企業の負担範囲が明らかになる。
- ・みなし償却制度の廃止や資産の減損、貸倒引当金の計上などにより真の資産状況が明らかになる。

平成24年度水道事業会計決算による例示

会計基準見直し前

会計基準見直し後

【損益計算書】

単位：百万円

営業収益 6,722	営業費用 5,442	⇒	営業収益 6,722	営業費用 5,743
	営業外費用 542			営業外費用 542
	特別損失 4			特別損失 190
	営業外収益 143			営業外収益 612
	当年度純利益 877			特別利益 88
	当年度純利益 947			

【貸借対照表】

単位：百万円

固定資産 65,090	固定負債 2,536	⇒	固定資産 62,092	固定負債 27,460
	流動負債 1,461			流動負債 2,944
	資本金 36,831			繰延収益 10,805
	剰余金 32,052			資本金 10,477
流動資産 7,790			流動資産 7,756	剰余金 18,162

4 今後の対応

平成26年度予算は、新会計基準に基づき編成作業を行っている。また、年度内に財務規程の改正および要綱の整備を行う。